

会 議 録

	令和2年度第2回和泉市都市計画審議会
開催日時	令和2年12月24日（木）10時00分から11時30分まで
開催場所	コミュニティーセンター1階 大集会室
出席者	和泉市都市計画審議会委員 17名（欠席者2名） 市長、副市長、都市デザイン部長、都市整備室長、都市整備室道路河川担当課長、都市整備室公園緑地担当課長、都市政策室長兼都市政策担当課長、その他事務局5名
会議の議題	議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・市長挨拶 ・議案審議 ・その他（報告5件） ・閉会
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開、傍聴者1名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

只今より令和 2 年度第 2 回和泉市都市計画審議会の開催をお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては公私ご多用のところ、本審議会にご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に僭越ではございますが、私は本日、進行役を務めさせていただきます都市政策室の佐原でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

本審議会は、「和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則」及び「和泉市都市計画審議会公開要綱」に基づき公開し、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため IC レコーダーにより会議内容を録音させていただきますが、会議録作成後は消去いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議会開会にあたり、市長よりご挨拶を申し上げます。

辻市長、よろしくお願いいたします。

【市長】

みなさまおはようございます。

和泉市長の辻でございます。

令和 2 年度第 2 回和泉市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、公私何かとお忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本市のまちづくりをはじめ、行政の各般にわたりまして、格別のご尽力とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

コロナ禍がなかなか収まらず、感染者数が増えている状況で、大阪府においては赤信号が点灯しており、GOTO 事業も行えない状況でございます。

なかなか積極的に色々なことをしづらい社会情勢になっていますがコロナにつきましても自己責任をしっかりともちながらルールを守って積極的に対応していくことが必要ではないかなと思っております。

本日ご審議をお願い申し上げます案件は、「生産緑地地区の変更」でございます。
何卒、よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、この度、委員をお引き受けいただきました皆様に委嘱状を交付させていただきます。

交付順につきましては、お座りの席の順番に交付させていただきますので、自席にてお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは辻市長、よろしくお願いいたします。

委嘱状交付

ありがとうございました。

市長につきましては、この後、他の公務が重なっておりますことから、大変申し訳ございませんが、これにて退席させていただきますので、ご了承願います。

市長退室

続きまして、委員の皆様をご紹介します。

誠に勝手ではございますが、名簿の順により、1号委員より順にご紹介申し上げます。

大阪工業大学工学部教授 岩崎義一様でございます。

大阪市立大学大学院工学研究科教授 嘉名光市様でございます。

桃山学院大学法学部教授 瀬谷ゆり子様でございますが、本日は所要のため欠席とのご連絡をいただいております。

近畿大学総合社会学部教授 藤田香様でございます。

和泉商工会議所会頭 山本恭弘様でございます。

和泉市商店連合会 副会長 河合徹様でございます。

いずみの農業協同組合代表理事専務 辻林修様でございます。

和泉市農業委員会農業委員 岡田如弘様でございます。

おなじく、西辻達佳様でございます。

和泉市議会議長 浜田千秋様でございます。

和泉市議会議員 末下広幸様でございます。

同じく、服部敏男様でございます。

同じく、森久往様でございます。

同じく、原重樹様でございます。

同じく、坂元純一様でございます。

同じく、松本利裕様でございます。

大阪府和泉警察署長 高光巧美様でございますが、本日は他の公務のためにより所用により代理で総務課長の富永博文様にご出席いただいております。

和泉市町会連合会代表 居石千里様でございます。

市民公募により選出させていただきました、妹尾祐二郎様でございます。

以上の方々でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

副市長の藤原でございます。

都市デザイン部長の小泉でございます。

都市デザイン部都市政策室長兼都市政策担当課長の堀でございます。

都市デザイン部都市整備室長の由比でございます。

都市デザイン部都市整備室道路河川担当課長の稲垣でございます。

都市デザイン部都市整備室公園緑地担当課長の山抱でございます。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日は委員委嘱後初めての審議会でありますことから、和泉市都市計画審議会の概要につきまして、ご説明させていただきます。

都市計画審議会は、都市計画法第 77 条の 2 の規定に基づき、設置するもので、土地利用に関することや道路・公園等の都市施設、市街地再開発事業、土地区画整理事業など、本市の都市計画について調査及び審議等を行っていただくこととなります。

お手元の資料、和泉市都市計画審議会条例をご覧ください。

まず、第 1 条の「設置等について」でございますが、この条例は都市計画法の規定に基づき和泉市都市計画審議会を設置するとともに同審議会の組織及び運営について、必要な事項を定めるとしております。

第 2 条は、「組織」について規定しており、この規定に基づき、皆様方 19 名を委員に委嘱させていただきます。

第3条は、「任期」について規定しており、皆様への委嘱期間は、令和4年10月31日までの2年間でございます。

続きまして、第5条は「会長及び副会長」の選出及び役割についての規定でございます。

この規定により、会長及び副会長は委員の内から互選することとなっておりますので、のちほど、選出いただくこととなります。

第6条は、審議会の運営について定めているもので、第2項において、審議会の開催要件を規定しております。

なお、本日は委員総数19名中17名の委員にご出席を賜っており、過半数となっておりますことから、会議は成立してございます。

以上、誠に簡単ではございますが、都市計画審議会の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、会議次第、2. 役員選出、会長・副会長の選任をお願いしたいと存じます。

会長・副会長の選任につきましては、和泉市都市計画審議会条例第5条の規定により、委員の互選となっておりますが、選任について、ご意見、ご提案はございませんでしょうか。

【委員】

本審議会には、前会長の大阪工業大学工学部の岩崎教授が引き続き委員に就任されておりますので、今回も岩崎委員さんに会長をお願いし、副会長には前副会長の山本委員さんも委員としてご就任されておりますので、引き続き副会長をお願いしてはどうでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。

只今、会長に岩崎委員、副会長に山本委員とのご提案がありましたが、如何でしょうか。

異議なしの声

ありがとうございます。

それでは、会長を岩崎委員に、副会長を山本委員にお願い申し上げたいと存じますが、ご了解いただけますでしょうか。

岩崎委員 山本委員 了解

ありがとうございます。

ご了承をいただきましたので、岩崎委員を会長に、山本委員を副会長に選任することで決定いたします。

それでは、岩崎会長、山本副会長、前の席へお願いいたします。

【会長】

ただ今、委員の皆様からわたくし、岩崎を会長に、副会長を山本委員に選任いただきまして、ありがとうございます。

会長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

審議会の運営につきましては、委員皆様方のお力をお借りいたしまして、円滑かつ厳正な審議会の運営に努めさせていただきたいと存じますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

では、本日の議案につきまして、市長から審議会へ付議されておりますことから、これ以降、議事進行につきましては、岩崎会長にお願いしたいと存じます。

岩崎会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、お手元の次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

「議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」上程し、事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の堀でございます。

只今、上程頂きました、議第1号「南部大阪都市計画 生産緑地地区の変更」についてご説明申し上げます。

議案書の1ページから16ページ、参考資料の1ページでございます。

なお、説明は前方スクリーンと併せて行いますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、生産緑地制度並びに手続き関係につきまして、ご説明申し上げます。

それでは前方のスクリーンをご覧ください。

まず、生産緑地制度につきましては、平成3年の生産緑地法及び農地関連税制の改正によりまして、市街化区域内農地について、宅地化するものと、保全するものを明確化し、保全する農地につきましては、平成4年中に生産緑地として、都市計画決定したものでございます。

その当時の市街化区域内農地、約312ヘクタールの内、約34.2パーセントに当たる、約106.89ヘクタール、416地区を生産緑地地区として指定しております。

その後、買取り申出により、生産緑地地区における行為の制限を解除されたものについて、廃止するとともに、新たに営農環境の向上に資するもの等につきましては、都市計画決定のうえ、追加するなど、これまで変更を行っており、現在、面積で約84.36ヘクタール、地区数にして366地区を生産緑地地区として指定しております。

市街化区域内農地および生産緑地地区の推移につきましては、平成27年度から過去5年間の面積を比較してみると、共に、緩やかな減少傾向にあることが分かります。

生産緑地が良好な生活環境の確保に相当な効用が見込まれており、平成23年度には生産緑地地区の追加指定の促進を促す旨の通知が大阪府から出されておりました、本市としても積極的に周知し、緑地の保全に努めてきたところでございます。

この生産緑地地区に指定されますと、建築物等の建築や土地の形質の変更等が原則できなくなる「行為の制限」が課せられるとともに、30年間、農地として適正に管理することが義務付けられます。

なお、「行為の制限」の解除につきましては、生産緑地地区に指定後30年が経過したとき、または、農林漁業の主たる従事者が死亡し、若しくは故障により農業に従事することができなくなった場合に限り、買取り申出申請をすることができ、その後の手続きにおいて、市が買取らない場合は、農業委員会を通じて農業従事者に斡旋を行うこととなっております。

この斡旋が不調となり、買取り申出の日から起算して、3ヶ月以内に所有権の移転が行われなければ、「行為の制限」が解除され、農地以外の土地利用が可能となるものでございます。

なお、都市計画手続きでございますが、廃止する生産緑地地区は、生産緑地法上ではすでに「行為の制限」が解除されている案件であります。買取り申出の都度、審議会を開催するとなれば、委員の皆様にご負担をかけることなどから、生産緑地地区の都市

計画変更は、年に1度、審議をお願いしているところでございます。

今回ご審議をお願いいたしますのは、これまでの変更と同様に、買取り申出等により、行為の制限が解除された地区の廃止ならびに、農地所有者から指定の申出等があった地区について、緑地機能や営農環境の向上に資するものとして、追加指定しようとするものでございます。

それでは、今回変更する地区につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

今回変更致しますのは、一覧表のとおり 葛の葉町地区2から、内田町地区7までの18地区でございます。

それでは前方スクリーンを、ご覧ください。

その内訳でございますが、追加地区が7、区域変更地区が8地区、廃止地区が3地区でございます。

その結果、和泉市の生産緑地地区は、地区数が370地区となり、変更後の面積が約82.53ヘクタールとなるものでございます。

なお、変更案につきましては、令和2年10月14日から10月28日までの2週間、都市政策室窓口において、都市計画法第17条の規定により、案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出はございませんでした。

それでは、地区ごとに説明を申し上げます。

それでは、参考資料の1ページの変更理由別調書に沿って説明いたしますので、ご覧ください。

まず、『1. 廃止関連地区』から説明申し上げます。

『買取り申出等によって地区の全部もしくは一部を廃止する地区』についてでございます。

前方のスクリーンをご覧ください。

葛の葉町地区2でございますが、オレンジ色の区域、約0.34ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約0.23ヘクタールとなります。

葛の葉町地区6でございますが、オレンジ色の区域、約0.56ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約2.29ヘクタールとなります。

葛の葉町地区18でございますが、オレンジ色の区域、約0.18ヘクタールを廃止し、

緑色の区域、約 0.09ha へ区域変更します。

この一部の区域の廃止に伴い、地区が分断されることから、分断された青色の区域、約 0.08 ヘクタールを葛の葉町地区 43 として新たに地区の名称を追加します。

上町地区 1 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.07 ヘクタールの地区全域を廃止します

伯太町地区 16 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.05 ヘクタールの地区全域を廃止します

黒鳥町地区 7 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.11 ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約 0.05 ヘクタールとなります。

府中町地区 1 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.10 ヘクタールの地区全域を廃止します

府中町地区 13 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.93 ヘクタールを廃止し、緑色の区域、約 0.47 ヘクタールへ区域変更します。

この一部の区域の廃止に伴い、地区が分断されることから、分断された青色の区域、約 0.36 ヘクタールを府中町地区 17 として新たに地区の名称を追加します。

池田下町地区 49 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.005 ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約 0.08 ヘクタールとなります。

唐国町地区 15 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.08 ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約 0.21 ヘクタールとなります。

内田町地区 7 でございますが、オレンジ色の区域、約 0.41 ヘクタールを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約 0.14 ヘクタールとなります。

続きまして、参考資料 の 1 ページ 『2. 追加関連地区 』でございます。

『2 都市計画決定権者の判断によって追加する地区』といたしまして、生産緑地機能や営農環境の向上が見込まれるため、今回新たに追加する地区でございます。

上町地区 19 でございますが、緑色の区域、約 0.10 ヘクタールを今回新たに追加しようとするものでございます。

伯太町地区 24 でございますが、緑色の区域、約 0.15 ヘクタールを今回新たに追加しようとするものでございます。

池田下町地区 63 でございますが、緑色の区域、約 0.13 ヘクタールを今回新たに追加

しようとするものでございます。

池田下町地区 64 でございますが、緑色の区域、約 0.10 ヘクタールを今回新たに追加しようとするものでございます。

箕形町地区 37 でございますが、緑色の区域、約 0.08 ヘクタールを今回新たに追加しようとするものでございます。

この結果、和泉市の生産緑地地区は、地区数が 366 地区から 4 地区増の、370 地区となり、面積が、約 84.36 ヘクタール から 約 1.83 ヘクタール 減の、約 82.53 ヘクタールとなるものでございます。

以上、議第 1 号、「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」説明を終わります。何卒、よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

【会長】

只今、議案の説明が終わりました。

何か、ご意見、ご質問等がありましたらマイクをお持ちしますので挙手をお願いいたします。

【委員】

変更・廃止地区については分かりました。追加地区について詳しく教えてほしいのですが、どういう工程で選ばれたのでしょうか。

【事務局】

事務局の井阪でございます。

生産緑地の追加の工程ということで回答します。

追加指定にあたりましては、所有者から事前相談を受けております。

所有者の方から追加希望の事前相談があった土地について、職員が現地確認に伺って面積や現況耕作しているか等の確認を行い、条件を満たしていると判断したものについては、市と大阪府との間で協議を進めます。その協議の結果で認められたものについては、所有者の方から本申請を出して頂いて、都市計画法に基づく手続きを経て、本日、議案としてお諮りしている次第でございます。

【委員】

その事前相談の工程を詳しくお聞かせください。

例えば、市側から当たりを付けて生産緑地の追加地区を増やすような説明に回っているのですか。

【事務局】

事務局の井阪でございます。

所有者の方から生産緑地に追加指定してほしいというご相談は随時、受け付けております。

周知の方法といたしましては、広報や市ホームページにて行っております。

【会長】

他にございませんか。

ご意見等がないようですので、お諮りします。

「議第 1 号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」原案どおり可決することについて、ご異議ございませんか。

異議なしの声

ありがとうございます。異議ないものと認めます。

これにより本件は原案どおり可決されました。

委員の皆様には慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。

続きまして、「次第 4. 報告事項」に入らせていただきます。「(1) 令和 2 年度南部大阪都市計画区域区分の変更及び本市関連都市計画の決定・変更について」事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の井阪でございます。

それでは、報告 1「令和 2 年度南部大阪都市計画区域区分の変更及び本市関連都市計画の決定・変更」について概要を説明いたします。

報告資料 1 ページをお願いします。

本件は、令和 2 年 7 月 14 日に開催しました令和 2 年度第 1 回和泉市都市計画審議会においてご可決・ご答申いただきました令和 2 年度南部大阪都市計画区域区分の変更に関連する都市計画決定及び変更について、その後の経過をご報告するものです。

それでは、都市計画決定及び変更の概要を説明いたします。

資料 2 ページをお願いします。

また、資料 3 ページから 5 ページに位置図及び計画図を掲載しておりますので合わせてご参照ください。

なお、都市計画の詳細につきましては、前回の審議会で説明しておりますので割愛させていただきます。

まず、「南部大阪都市計画区域区分の変更」、いわゆる線引きですが、本市においては、山荘地区及び春木地区の 2 地区を市街化区域に編入するものです。これにより、本市の市街化区域の面積は約 4 ヘクタール増となります。

次に、「南部大阪都市計画用途地域の変更」です。

線引きと同時に土地利用を誘導するため用途地域の指定を行うもので、山荘地区につきましては市街化区域に編入する約 0.8 ヘクタールを第一種中高層住居専用地域に指定し、春木地区につきましては、市街化区域に編入する約 4 ヘクタールを準工業地域に指定するとともに、隣接する既存市街化区域であるトリヴェール和泉西部ブロックの一部、約 1.7 ヘクタールを第二種住居地域から準工業地域に変更し、約 5.6 ヘクタールを一体的な土地利用を行おうとするものです。

次に、「南部大阪都市計画地区計画の決定及び変更」です。

用途地域と同様に土地利用を誘導するために地区計画の指定を行うもので、山荘地区及び春木地区に新たに地区計画の指定を行います。

また、和泉中央丘陵地区につきましては、区域の一部を春木地区に定めることに伴い、区域及び面積の変更を行うものです。

以上が、各都市計画決定・変更の概要です。

最後に、都市計画決定・変更に至る経過を説明いたします。

前回の本審議会において原案通り答申をいただきました「南部大阪都市計画区域区分の変更について」ですが、令和 2 年 9 月 4 日に開催されました令和 2 年度第 1 回大阪府都市計画審議会において、原案通り可決されました。

その後、令和 2 年 10 月 30 日に、大阪府において「南部大阪都市計画区域区分の変更」を、和泉市において「南部大阪都市計画用途地域の変更」と「南部大阪都市計画地区計画の決定及び変更」を告示しました。この告示をもって、都市計画が決定及び変更されたものです。

以上で報告 1 「令和 2 年度南部大阪都市計画区域区分の変更及び本市関連都市計画の

決定・変更」について説明を終わります。

【会長】

只今の説明につきまして、何か、質問がありましたら挙手をお願いします。

特に質問等はないようですので、続きまして「(2) 和泉市都市計画審議会条例の一部改正について」事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の井阪でございます。

それでは、報告 2「和泉市都市計画審議会条例の一部改正」について概要を説明いたします。資料 7 ページをお願いします。

本条例改正につきましては、先日開催されました令和 2 年和泉市議会第 3 回定例会において提案し、可決されたものです。

主な改正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、和泉市都市計画審議会の開催につきましては、書面等による開催も含め検討する必要がある状況であり、今後、同様の事案が発生した際にも対応できるようにするため、所要の規定の整備を行ったものです。

次に、改正の内容です。

新旧対照表に基づいて説明いたします。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に、「審議会の召集の特例に関する事項」として第 8 条を追加し、第 1 項では「会長が書面その他の方法により議事を行うことができる」としています。

第 2 項では、「出席委員」を「委員」と読み替えるものとし、第 3 項では、「必要に応じ、委員以外の者の意見を聴くことができる」としています。

なお、改正後の条例全文を資料 8 ページ及び 9 ページに掲載しておりますので、合わせてご参照ください。

最後に、改正後の本条例は令和 2 年 10 月 30 日から施行されています。

以上で報告 2『和泉市都市計画審議会条例の一部改正』について説明を終わります。

【会長】

只今の説明につきまして、何か、質問がありましたら挙手をお願いします。

特に質問等はないようですので、続きまして「(3) 和泉市生産緑地地区の区域の規模

に関する条例の制定について」事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の井阪でございます。

それでは、報告 3「和泉市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定」について概要を説明いたします。報告資料 11 ページをお願いします。

本条例につきましては、令和 2 年度第 1 回和泉市都市計画審議会においてご報告しました「生産緑地の面積要件の引下げ」について、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定しようとするもので、先日開催されました令和 2 年和泉市議会第 3 回定例会において提案し、可決されたものです。

まず、条例の制定理由です。

生産緑地法の改正の趣旨を踏まえ、緑地機能を有する小規模な都市農地等を保全し、良好な都市環境を形成するため、条例の制定を行うものです。

次に、制定内容です。

従来、生産緑地法第 3 条に基づき 500 平方メートル以上としていた生産緑地の指定に必要な面積要件を、本条例に基づき 300 平方メートル以上とするものです。

最後に、改正後の本条例は、令和 2 年 10 月 30 日から施行されています。

以上で報告 3「和泉市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定」について説明を終わります。

【会長】

只今の説明につきまして、何か、質問がありましたら挙手をお願いします

【委員】

この報告内容から少し離れるかもしれませんが、生産緑地制度が始まって 30 年を迎えようとしている中で、市から意向確認のアンケートを送っているかと思うが、そういった中で年数とか建物の規制等が緩和されるであろうという想定があれば教えていただきたいのですが、確定でなければ結構です。

【事務局】

事務局の井阪でございます。

委員おっしゃるとおり生産緑地が 30 年間の制度であるため、10 年間延長させる特定生産緑地という制度が新たにできました。

そこで、本市において初めて生産緑地に指定してからもうすぐ 30 年を迎える土地の所有者の方々に対して生産緑地として継続されるか否かの意向確認のお手紙をお送りしております。現在、令和 4 年に 30 年を迎える生産緑地について 7 割の方々から意向確認が取れております。

その内の 9 割以上の方から生産緑地を継続したいという申出をいただいておりますので、30 年経過後急速な宅地化というのはあまり考えにくいものと考えられます。

法律の改正内容では緩和するとは書かれておりません。

【事務局】

事務局の堀でございます。

事務局より補足いたします。先ほど申し上げた特定生産緑地の制度といたしましては、これまで 30 年間営農されてきた生産緑地の制度をさらに 10 年間延長させようとする制度でございまして、制度の内容としてはこれまでの生産緑地と同じものとなっておりますため、緩和というものではございません。

【会長】

緩和、ではなく、延長というような意味合いですね。分かりました。

他に質問等は無いようですので、続きまして「(4) 南部大阪都市計画道路の変更について」事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の井阪でございます。

それでは、報告 4 「南部大阪都市計画道路の変更」について概要を説明いたします。報告資料 13 ページをお願いします。

今年度、本市では、南部大阪都市計画道路の変更としまして、北信太駅前交通広場を含む北信太駅前線、それと、阪和東側 1 号線、この 2 つの路線を対象として都市計画変更を予定しております。

はじめに、対象路線の位置についてですが、北信太駅前線は、鶴山台から北信太駅までを結ぶ位置に計画されており、阪和東側 1 号線は、信太山駅から北信太駅までを結ぶ JR 阪和線沿いに計画されています。

次に対象路線の現況ですが、北信太駅前線は、駅前交通広場を含む都市計画道路として昭和 41 年に計画決定され、府道大阪和泉南線までは整備が完了していますが、府道から駅

までの間、約 190 メートルの区間については未整備となっております。このため、バスやタクシーといった公共交通が駅前まで乗り入れできず、公共交通の乗換などの交通結節機能やアクセス性が課題となっております。また、現状の道路では歩行者と自転車、車が集中し混雑して危険といった課題を抱えており、地元住民の方々からも改善を求める声が寄せられているところです。

次に、阪和東側 1 号線についてですが、こちらも昭和 41 年に都市計画決定されており、北信太駅から和歌山側の踏切までの区間については、未整備区間として位置付けられていますが、現在、市道太町 18 号線として、幅員約 7 メートルの道路として供用されています。

続きまして、都市計画変更案の内容について、説明いたします。

初めに、北信太駅前線についてですが、北信太駅前交通広場の面積を現行計画の 3,000 平方メートルから 2,700 平方メートルへ変更する内容となっております。

変更理由と目的についてですが、平成 31 年 3 月に地元住民の方々の意見をふまえ策定した「北信太駅前整備基本計画」に基づいて事業化を行うにあたり、既存の駅舎機能を確保しつつ、昭和 41 年に計画決定されて以降、現在に至るまでの社会経済情勢及び駅周辺の土地利用が大きく変化していること、また、車両の大型化などにも対応できるよう検討し、駅前交通広場の区域を変更しようとするものです。

次に、阪和東側 1 号線の都市計画変更案ですが、先に申し上げた未整備区間を廃止し、延長について現行計画の 1,350 メートルから 1,210 メートルへ変更する内容となっております。

変更理由と目的についてですが、廃止しようとする未整備区間については、歩行者の交通安全や環境形成のため整備の必要性はあるものの、現状は既に多数の商業施設が立地しており整備が困難であるとともに、都市計画における幅員 8 メートルに対して現道幅員が約 7 メートルと、計画幅員の約 90 パーセントが確保されており機能の代替性があります。

また、駅前整備と合わせて、この区間を「歩車共存道路」として整備することを検討しており、交通安全機能の充足も見込まれることから、当該区間を廃止する都市計画変更を行うものです。

最後に都市計画変更のスケジュールについてご説明いたします。

令和 2 年 9 月 29 日に市民説明会を開催し、都市計画案の作成に際し住民等の意見を聴くために 10 月 6 日から 2 週間、案の縦覧を行い公述申出の受付を行いました。公述申出はありませんでした。

本日の本審議会への報告を経て、令和3年1月に都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行い、3月に本審議会へ付議する予定です。

以上で、報告4「南部大阪都市計画道路の変更について」の説明を終わります。

【会長】

只今の説明につきまして、何か、質問がありましたら挙手をお願いします。

特に質問等はないようですので、続きまして「(5) 南部大阪都市計画公園の変更について」事務局より説明願います。

【事務局】

事務局の井阪でございます。

それでは、報告5「南部大阪都市計画公園の変更」について概要を説明いたします。報告資料15ページをお願いします。

本市では、現在、約150ヘクタール、市民一人当たりでは約8平方メートルの公園・緑地の整備が完了しており、和泉市都市公園条例で定める一人当たり約10平方メートルを目標に整備を進めているところです。

一方で、都市計画決定しているものの、財政状況や近隣環境の変化等から長期にわたり整備の見通しがたない中、都市計画決定区域内において建築制限がかけ続けられていることが全国的に問題視されています。

このような状況から、平成25年6月に大阪府都市計画協会より「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」が示され、大阪府および府内市町村が協同で統計的な見直し基準を取りまとめました。

また、今年度に、「和泉市みどりの基本計画改定版」として、みどりをめぐる社会情勢の変化、法制度の変更などを踏まえ、今後20年間のみどりのまちづくりの基本方針や施策を見直し、計画を改定しました。

この中で、今後の人口動向や市の財政、長期にわたり未着手または未完成の都市計画公園が存在している状況を考慮し、都市計画公園の見直しについて検討していく内容を記しました。

これらを踏まえ、本市が決定権限を有する公園および緑地に対して、長期未着手または未完成のものについては、都市計画公園の求められる機能を考慮し、必要性や代替性、実現性を検証し、社会経済情勢の変化に合った見直しを行い、今回、「いしたちはら公園」「大池公

園」「黒鳥山公園」「鍛冶屋今池公園」「妙ノ池公園」の5つの都市計画公園について都市計画変更を行おうと考えています。

それでは、変更内容を説明いたします。ページ右側の表及び図をご覧ください。

まず、「いしたちはら公園」「大池公園」「黒鳥山公園」につきましては、既決定区域から黄色部分の区域を廃止し、公園の区域変更を行おうとするものです。

ページ裏面をご覧ください。

続きまして、「鍛冶屋今池公園」「妙ノ池公園」につきましては、公園区域全域を廃止しようとするものです。

最後に都市計画変更のスケジュールについてご説明いたします。

令和2年11月17日に市民説明会を開催し、都市計画案の作成に際し住民等の意見を聴くために11月18日から2週間、案の縦覧を行い公述申出の受付を行いました。公述申出はありませんでした。

本日の本審議会への報告を経て、令和3年1月に都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行い、3月に本審議会へ付議する予定です。

以上で、報告5「南部大阪都市計画公園の変更について」の説明を終わります。

【会長】

只今の説明につきまして、何か、質問がありましたら挙手をお願いします。

【委員】

教えて頂きたいのですが、神戸で震災を経験した者として思うのは、公園は避難地としても機能を果たすものだと思っています。そのため、公聴会等で意見が出なかったから廃止しますというのは少し違和感があります。何か、このあたりのお考えがあって今回都市計画変更されようとしているのでしょうか。

【事務局】

事務局の伏見でございます。

今回、都市計画変更を行う公園の評価にあたりましては、事前に機能の必要性・代替性などをもとに評価を行っておりまして、その評価を行う中で、防災の面、避難地としての機能についても検討しております。

今回、近隣に代替機能を果たす公園などが存在していることから、例えば、いしたちはら公園の池の部分について廃止するという都市計画変更を行おうとするものです。

【委員】

分かりました。

狭くなる分には構わないのですが、無くなる分についてお教え頂けますか。

【事務局】

事務局の山抱でございます。

公園の全区域を廃止する鍛冶屋今池公園・妙ノ池公園につきましては、近隣に位置しております小学校が一時避難地、中学校が指定避難地とされておりまして、今回、このような避難地としての代替機能が近隣にあると評価をしておりますため、先に申しあげました 2 公園について廃止しようとする計画でございます。

【委員】

意見といたしますかコメントです。

堺市もそうですが、ため池に都市計画公園を打っている市町村が南大阪には多いように感じています。もし分かれば教えて頂きたいのですが、当初の都市計画決定をした際にどういう事を想定されていたか、具体的にはため池を埋め立てて公園にしようという考えのもとで当時都市計画決定を打ったのか、水利も絡むのですぐには行かなかったと思うのですが、必要性とか代替性とかの観点から外すというのは理解できるが、気になっているのが、都市計画決定をすることで土地利用に制限が生じることとなり、整備が長期的に未着手となればその分地権者の方には制限を課したままとなるので、今回、整備の見通しがたたない公園について都市計画の見直しを行おうというのは良い事とも捉えられます。一方で、見直しにより都市計画変更をしてしまうと、これまであった土地利用の制限が無くなることとなりますので、例えば都市計画決定していたため池を潰してマンション開発などもできるようになるため、用途地域の変更も視野に入れた検討もし得るのかと思っています。このあたりのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

【事務局】

事務局の山抱でございます。

ため池に都市計画決定を打っていることにつきまして、公園によって計画はさまざまなのですが、池を埋め戻して公園として整備することや、池を修景部分として残しながら公園整備することが考えられます。

当時、なぜ池で都市計画決定を打ったのかについて、おそらくですが昭和 40 年代が大半

ですので、都市化が進む中で周辺住民の方の憩いの場として公園用地を考える中で空地を確保するために池で都市計画決定を行ったものと考えられます。

また、今回、都市計画変更を行おうとする①のいしたちはら公園、④、⑤の鍛冶屋今池公園、妙ノ池公園につきましては、都市計画上、住居系の用途地域が設定されておりますため、委員おっしゃるような開発が行われた場合でも、周辺環境に著しい影響を及ぼすような土地利用の変化というものは起こりにくいものと考えております。

【委員】

仮に開発が行われたとしても、周辺に大きな影響が及びにくいものと考えていい、ということですね。分かりました。

【事務局】

事務局の山抱でございます。

一点修正します。鍛冶屋今池公園につきましては市街化調整区域であるため、開発等の可能性は低いものと解しております。

【会長】

他にご意見等はありませんでしょうか。

特に質問等はないようですので、これで議事及び報告は全て終了いたしました。

本日ご可決いただきました議案につきましては、速やかに法手続きを進めさせていただきたいと存じます。

最後に事務局から何か報告はありませんか。

【事務局】

事務局の井阪でございます。

次回の審議会は、令和3年3月30日に開催を予定しておりまして、案件は、「南部大阪都市計画道路の変更について」及び「南部大阪都市計画公園の変更について」でございます。

詳細については事務局より後日連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

【会長】

それでは、これで令和2年度第2回和泉市都市計画審議会を終了いたします。

委員のみなさま、どうもありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市都市計画審議会 会長 岩崎 義一